

独立行政法人土木研究所
平成24年度業務実績評価調書

平成25年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

平成24年度業務実績評価調書：土木研究所

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
<p>1. 質の高い研究開発業務の遂行、成果の社会への還元（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）</p> <p>（1）研究開発の基本的方針</p> <p>①社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映しうる成果を中期目標期間内に得ることを目指すものをプロジェクト研究として、重点的、集中的に実施 ・国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映しうる成果を早期に得ることを目指すものを重点研究として、重点的、集中的に実施 ・研究所全体の研究費の概ね75%を充当 	<ul style="list-style-type: none"> ・16のプロジェクト研究と重点研究について重点的かつ集中的に実施 ・研究所全体の研究費の概ね75%を充当 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・研究所全体の研究費の内75%以上を重点化する目標に対し、それを上回る76.4%を充当し、予算が少ないながらも優れた成果を上げていることは評価できる。 ・東日本大震災で明らかになった技術的課題の内、津波による橋梁の挙動メカニズムを解明する実験や解析等は、先端的なものであり、現象の解明に貢献していると言える。 ・プロジェクト研究の成果は、着実に国の技術基準類に反映され、またマニュアル類に取りまとめた点は評価できる。さらに、新規のプロジェクト研究も着実に成果が発現しており評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・吹雪時のドライバーの安全支援提供に関する研究は、昨年度北海道で生じた豪雪災害の軽減等に資する内容になることを期待する。 ・寒地土木研究所を有していることから、暴風雪、吹雪、雪崩に関する研究や、河川結氷災害の研究など、他の研究機関ではあまり取り上げられていない貴重な研究テーマの取組に期待する。 ・社会的要請、関心が特に高い課題について、研究所が集中的、重点的に取り組み、その使命を果たしている点をより明確にされることを期待する。

<p>②基盤的な研究開発の計画的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学技術基本計画等や行政二一の動向も勘案しつつ、研究開発の範囲、目的、目指すべき成果、研究期間等の目標の明確な設定 ・我が国の土木技術の着実な高度化や良質な社会資本の整備及び北海道の開発の推進の課題解決に必要となる基礎的・先導的な研究開発を基盤研究として計画的、積極的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の目的・範囲・目指すべき成果・研究期間・研究過程等の目標を示した実施計画書を策定し、計画的に実施 ・基礎的・先導的な研究開発を積極的に実施 	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予算が少ないながらも、新規課題31を含む121課題もの基盤研究を計画的・効果的に実施したことは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤研究の位置づけに留意し、PDCA サイクルに基づく研究推進を期待する。 ・基盤研究は将来の重点研究やプロジェクト研究につながる基礎的なものであり、社会動向等を見据えただけでなく、まったく新しい着想・考え方を活かした研究が進められることを期待する。 ・基盤研究は1研究当たり、5年間の期限付きとのことであるが、今後は121の各課題が現在何年目であるかがわかるようなデータを加えられたい。
<p>(2) 研究開発を効率的・効果的に進めるための措置</p> <p>①他の研究機関との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な研究開発を実施するため、他機関との共同研究・研究協力等の連携を積極的に推進 ・本中期目標期間中の各年度において共同研究を100件程度実施 ・海外の研究機関等との研究者の交流、国際会議等の開催等を積極的に実施 ・交流研究員制度等に基づく国内の研究者等の積極的な受け入れ ・フェローシップ制度の活用等による海外の優秀な研究者の受け入れ及び研究所職員の積極的な海外派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続課題を含めて100件程度の共同研究を実施 ・異分野の研究者との連携・協力を積極的に推進 ・海外の研究機関との共同研究について、研究者の交流、研究情報交換等を推進 ・日米会議(UJNR) 耐風・耐震構造専門部会合同部会や、水災害・リスクマネジメント国際センター等の活動に関連した国際会議・ワークショップを主催・共催 ・交流研究員制度等による国内の研究者、技術者の受入れや専門家の招へい ・フェローシップ制度の活用等に 	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究は65課題と目標を下回っているが、連携機関の総数が156機関と多く、また連携協定を新たに締結するなど、連携の推進強化は評価できる。 ・目標を下回っているものの新規に23件と増加しており、停滞しているとはいえない。 ・民間企業、大学、社団法人、財団法人、独法、地方公共団体など、様々な連携先との連携が図られている。他にも研究者の受け入れ、海外のカウンターパートとのワークショップ等、積極的な連携が図られていることは評価できる。 ・共同研究は相手のニーズと研究所のニーズが合致しなければ実施することはできないこと、また、新たに実施する課題だけでなく、終了する課題もあることから、実施件数を伸ばすのが 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究の件数と目標値に差が認められるため、これらの背景・理由等を明らかにされたい。 ・人的交流を含めた大学との共同研究をより一層進められたい。 ・研究所として取り組むべき研究テーマに基づき、連携すべき他の研究機関につき明確な意図をもって連携を推進していくことを期待する。

	<ul style="list-style-type: none"> よる海外からの研究者の受入れ ・在外研究員派遣制度等による若手研究者の海外派遣を推進 ・公募による外国人研究者の確保を推進 		<p>難しい中で、昨年度と比較して着実に件数を伸ばしていることは評価できる。</p>	
<p>②研究評価の的確な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己評価、内部評価、外部評価に分類して研究評価を実施、評価結果を課題の選定・実施に適切に反映 ・評価結果を公表 ・成果をより確実に社会・国民へ還元させる視点で追跡評価を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究評価要領に基づき、23年度終了課題、25年度開始課題の評価を実施 ・評価結果はホームページで公表 ・追跡評価の方法を検討 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の研究評価のフローに従って、内部評価及び外部評価が着実に実施されていることは評価できる。 ・内部評価委員会の事前評価結果が、研究計画の見直し等に生かされているところは評価できる。 ・東日本大震災で明らかになった技術的課題への取り組みへの変更等は、外部評価委員会からも評価されており、内部評価委員会の役割が十分に機能されていると評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部評価委員会の全体公表としての指摘を踏まえ、今後の研究を適切に推進されたい。
<p>③競争的資金等の積極的獲得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより獲得に努める ・研究所のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るとともに、自己収入の確保に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・科学研究費補助金等の競争的資金の積極的な申請 ・所内説明会、イントラネット、メール等による各種競争的研究資金等の募集について、所内への周知や申請に関する指導・助言の実施 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・外部資金獲得は、資金面の効果だけではなく、研究所全体の評価を高める上でも重要であり、所内におけるアドバイス体制の強化等の努力と工夫は評価できる。 ・スイス連邦工科大学からの共同研究費の獲得は、海外からの資金獲得として特筆に値する。 ・若手研究についての採択数が多く、今後も積極的に進めるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・獲得金額の昨年度からの推移がわかる表がなくなってしまったので、来年度の報告書ではそのようなデータを加えられたい。 ・海外の外部資金の獲得は、研究レベルの国際的評価をはかる尺度でもあるため、今後も海外の外部資金獲得の推進を期待する。 ・若手研究者にとって競争的資金への申請は、資金への申請に加えて、しっかりとした研究計画を立てるという面でも大きな意味があるため、今後も積極的に申請することを期待する。

<p>(3) 技術の指導及び成果の普及</p> <p>①技術の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣の指示があった場合は、緊急災害対策派遣隊の派遣等、迅速に対応 ・技術指導規程に基づき、災害を含めた土木関係の技術的課題に関する指導、助言を積極的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣からの指示、国土交通省、地方公共団体等からの要請に対し、災害時の対応を含めた土木技術全般に係る技術指導を実施 ・技術委員会への参画や研修・講習会開催を推進 	<p style="text-align: center;">S</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年発生する災害に際して、迅速かつ的確な技術指導を行い、かつ成果をあげていることは高く評価できる。また、この活動が、研究レベルの向上と実際性の獲得にも貢献しているという好循環が生まれていることも評価できる。 ・昨年の北九州北部を襲った豪雨災害につき、職員を派遣し被災状況の調査、二次災害の防止、対策工法などの技術指導を行ったこと、また河川の氾濫により堤防が決壊したことにも対応したことが高く評価できる。 ・また、北海道で発生した土砂災害に対しても同様に現地調査に関する助言、対策工法などを指導したことも評価できる。 ・国内で発生した災害に対して、延べ92人の専門官を派遣して復旧対策等の技術指導を行ったことは評価できる。 ・天然ダムの水位観測装置の開発など災害現場から研究すべき課題を抽出し、それに応じた新技術を開発したことは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後とも活動を継続することを期待する。そのためにも、派遣や調査等に関する経費の増加を期待する。 ・大規模災害復旧支援等から得られた教訓を風化させない仕組みを検討されたい。 ・研究と現場がつながるよう技術支援の成果を研究に生かす方法を検討されたい。
---	---	--------------------------------------	--	--

<p>②成果の普及</p> <p>ア) 技術基準及びその関連資料の作成への反映等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な研究成果は、土木研究所報告等にとりまとめ <p>イ) 論文発表等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果は、論文発表等により積極的に周知、普及 <p>ウ) 国民向けの情報発信、国民との対話、戦略的普及活動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な研究について、成果発表会の開催や国民向けの情報発信を行い、国民との対話を促進 ・一般市民を対象とした研究施設の一般公開をつくばと札幌においてそれぞれ年1回実施 ・研究開発された新たな工法や設計法等は戦略的に普及活動を展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発や技術指導等から得られた成果は国、地方公共団体、民間等が行う建設事業や業務等に反映されるようとりまとめ、関係機関に積極的に提供 ・研究成果については、土木研究所報告、土木研究所資料、共同研究報告書、寒地土木研究所月報等として発刊 ・研究開発の成果については、論文発表等により積極的に周知・普及 ・発表論文については、ホームページ上で公開 ・主要な研究成果等について積極的にメディアへの情報発信 ・公開可能な実験等について記者発表により外部へアピール ・研究成果報告会は、一般にも分かりやすい講演となるよう内容を吟味し、東京と札幌で実施 ・一般市民を対象とした研究施設の一般公開をつくばと札幌で実施 ・ホームページ上で一般市民向け広報紙を発行し、研究活動・成果を紹介 	<p style="text-align: center;">S</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路構造物の総点検実施要領（案）に土木研究所の研究成果が反映されていることは評価できる。 ・河川砂防技術基準（調査編）の改定に、土木研究所の技術的・学術的な進展で得られた新たな知見や研究成果が反映されていることは評価できる。 ・吹雪時のドライバーへの安全支援に向けた視界予測情報や、暴風雪で立往生した車の事故防止策など、一般市民にとって大変有益な情報をマスコミやインターネットを通して発信しており、とくに、「道路利用者を支援する吹雪の視界情報」のインターネット公開は、気象庁からの予報業務の許可を得ており、高く評価されるものである。 ・「気泡溶解装置」は中国のダム湖に導入されるなど、土木研究所の技術が海外展開されたことは評価できる。 ・テレビ、インターネット等を通して、情報の伝達に務めるとともに、各種講習会を開催し、最新の情報を広く伝える努力を継続している点は評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術の海外普及・展開については積極的な対応を期待する。 ・気液溶解装置を用いた水質の維持に関する取り組みなど今後の活用の場面が期待される。 ・防雪時の事故対策の情報発信は、今年度も何らかの形で引き続き取り組まれない。 ・突発災害時の調査活動は大変貴重である。災害調査報告なども可能な範囲で積極的に実施されたい。 ・ホームページによる広報活動において、一般市民が親しみやすいような工夫を進めることを期待する。 ・今後は海外の科学誌にも積極的に投稿されたい。
---	---	--------------------------------------	---	---

<p>③知的財産の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創造された知的財産は、知的財産ポリシーに基づき、権利を確実に取得 ・保有する知的財産権を適切に維持管理 ・知的財産権の実施件数や実施料等の収入の増加のため、活用促進方を積極的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに創造された知的財産については、知的財産委員会での審議を経て、必要な権利を確実に取得 ・保有する知的財産権を適切に維持管理 ・知財管理システムの整備及び知的財産権活用推進事業の活用 ・知的財産権の実施件数や実施料等の収入の増加のための活用促進方策の継続実施 	<p style="text-align: center;">A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特許の実施率が高いこと、特許の取得も依然として多いことなど、その努力と成果は評価できる。また、知財収入も大きいことも評価できる。 ・特許、意匠権を積極的に出願、16件の特許権と13件の意匠権を登録したことは評価できる。 ・適切な知的財産権の維持管理により、維持管理費の削減に努めている。 ・知的財産活用推進事業における海外技術援助(インドネシアにおける土研式水位観測ブイ(投下型))、24年度に特許権として登録された「打ち込み式水位観測装置」の販売、同じく「ワイヤーロープケーブル式防護柵」の道央自動車道への導入は評価できる。 ・特許等の実施化率が28.2%と高い水準を維持していることは評価できる。 ・積極的な成果普及活動により、法人著作物の印税を含め4,430万円の実施料収入を取得し、23年度に比べ、約40%もの増額を図ったことは、積極的な活動と評価できる。 ・知的財産委員会を中心に研究所の知財全般の適切な管理活用が図られており、目標を達成していると認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知財収入相当分をそのまま運営費交付金から減額することは好ましくない。少なくとも1/2以上相当額を研究所の独自財源として認めることが、研究者のモチベーション維持・向上と、更なる研究成果を上げるためには効果的だと思料する。 ・知的財産は、技術的基準、指針等の作成と同様重要な位置づけとして考えるべきであり、今後も新しい発明を積極的に行われることを期待する。
---	--	--------------------------------------	--	--

<p>(4) 土木技術を活かした国際貢献</p> <p>①土木技術による国際貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省、国際協力機構、外国機関等からの派遣要請に応じ、諸外国での災害等からの復旧に資する助言や調査・指導を実施 ・我が国の土木技術を活用した、アジアをはじめとした世界各国の社会資本の整備・管理への国際貢献を実施 ・社会資本の整備・管理を担う諸外国の人材育成、国際貢献を担う所内の人材育成の積極的な取組を実施 ・土木技術の国際標準化への取組を実施 <p>②水災害・リスクマネジメント国際センター (ICHARM) による国際貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユネスコとの契約に基づき、国際センターを運営し、研究・研修・情報ネットワークに係る国際的な活動を一体的に推進 ・国際公募による外国人研究者の雇用 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省、外国機関等からの派遣要請に応じ、諸外国における災害等からの復旧のための的確な助言や調査・指導を実施 ・我が国の土木技術の活用によるアジアをはじめとした世界各国の社会資本の整備・管理への国際貢献を実施 ・国際委員会における常任・運営メンバーとして責務を果たす ・国際会議に参加し、研究成果の発表・討議を通じて研究開発成果を国際展開するための研究活動を強化 ・世界の水関連災害の防止・軽減のための研究・研修・情報ネットワーク活動を一体的に推進 ・国際公募による外国人研究者の確保に努力 ・発展途上国の水防災実務機関の能力向上を図るための活動を充実 ・アジア・太平洋地域内の対象国流域において洪水災害管理推進のための取り組みを継続 ・統合洪水解析システム (IFAS) を用いた洪水予警報システムの充実や技術研修の実施 	<p style="text-align: center;">S</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土木技術による国際貢献をはじめ、ICHARM による国際貢献は、限られた予算の中、優れた実施状況にある。 ・インドネシアのアンボン島の天然ダムの水位観測や国際会議での基調講演など、国内外の要請で海外へ派遣された平成 24 年度の職員の数、平成 23 年度の約 1.5 倍となったことは評価できる。 ・他機関と連携し実施している修士・博士課程教育プログラムには多数の研修生を受け入れ、また ICHARM の元研修生向けのセミナーの開催など、人材育成に大きく貢献している。 ・ICHARM センター長の『国際水文賞』の受賞など国際的な活動が認められていることは評価できる。 ・JICA 及び政策研究大学院と連携して実施している博士課程「防災学プログラム」や修士課程「防災政策プログラム水災害リスクマネジメント」などで、多数の外国人研修生を受け入れて防災教育に貢献した。また、帰国後の活動状態のフォローも行われており、土木技術を生かした国際貢献については、目標を上回る成果を上げていると認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際貢献は、多様なプログラムを展開しており、今後も継続的な取り組みを期待する。 ・今後は、他の分野においても、成功している ICHARM のような展開はできないか検討されたい。 ・文部科学省の創生プログラムへの参加のように、日本の大学、他の研究機関との連携を、より一層推進されたい。 ・中期目標評価に向けて、これら実績の経年的な動向が判るような資料の蓄積を図られたい。表-1.4.1 (p.181) は良い実例である。 ・引き続き研修成果のフォローを行い、各国への技術の定着を図られたい。
---	---	--------------------------------------	---	---

<p>(5) 技術力の向上、技術の継承及び新技術の活用促進への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省等との人事交流等により受け入れた技術者を戦略的に育成 ・技術情報等の提供、講習会の開催等により技術力の向上及び技術の継承に貢献 ・地方公共団体等からの要請に基づき、地域の技術力向上に寄与 ・土木技術に関するナレッジデータベースを構築し活用 ・地方整備局等が設置する新技術活用評価会議に参画する等、積極的に貢献 ・国の事業実施における技術的問題の解決のために必要となる試験研究を受託し、確実に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省等との人事交流等により受け入れた技術者を戦略的に育成 ・技術情報等の提供、講習会の開催等により外部への技術移転を実施 ・地方公共団体等からの要請に基づき、地域の技術力向上に寄与 ・地域における産学官の技術者の交流及び連携等を図る場として、技術者交流フォーラムを開催 ・土木技術に関するナレッジデータベースを構築し活用 ・地方整備局等が設置する新技術活用評価会議に参画する等、積極的に貢献 ・国の事業実施における技術的問題の解決のために必要となる試験研究を受託し、十分な研究成果を委託者に確実に提供 	<p style="text-align: center;">A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門技術者とのネットワークの構築、寒地土研による土木技術のホームドクター宣言や地域技術力の支援の取り組み等がされており、技術の向上、技術の継承、新技術の活用促進への貢献という中期目標の達成に向けた着実な実施が行われている。 ・前年度の業務実績評価調書の意見欄で指摘された「自治体技術職員の技術力向上」に向けて、茨城県内の自治体職員に橋梁研修を開催したことは評価できる。 ・土木技術のホームドクター宣言等の活動による地方自治体等への技術支援、寒地技術推進室による市町村の技術相談対応（過去最高の52件）、寒地技術講習会の開催等により、引き続き地方の技術者育成に貢献していること、また「北海道の土砂災害に関する技術者フォーラム」の開催など新たな取り組みも行われており評価できる。 ・国等が抱える技術的課題解決のため技術の伝承、継承に関し多岐にわたる取組が継続してなされており、研究所に求められる役目を十分に果たしていると認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体技術職員への技術力向上への協力は、引き続き継続されることを期待する。 ・職員のプレゼンテーション能力向上に関する取り組みも期待する。 ・これまでの技術者への技術力向上プログラムに加え、特色のあるフォーラムや、シンポジウムなどメリハリのあるプログラムを作成し、技術の継承や新技術の活用促進に努められたい。
--	--	--------------------------------------	--	---

<p>2. 業務内容の高度化による研究所運営の効率化（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）</p> <p>（1）効率的な組織運営</p> <p>①柔軟な組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な運営体制の確保と業務のアウトソーシング化を行うこと等による簡素化 ・寒地技術推進室は、平成24年度までに更なる集約化 <p>②研究支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横断的に組織した研究支援部門による研究成果の普及促進等の効率的な実施 ・国際活動を戦略的に推進する体制を横断的に組織 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究領域毎に設置した研究グループ体制の下で、効率的な研究及び技術開発を実施 ・プロジェクト研究においては、プロジェクトリーダーの下、横断的・効率的な研究開発を推進 ・分野横断的な研究課題について、必要に応じて研究ユニットを形成し、研究開発を実施 ・積雪寒冷地における土木施設の保全技術に関する研究体制を強化するため研究組織の再編を実施 ・管理部門の業務の簡素化に努める ・寒地技術推進室の運営体制の一部を集約 ・研究支援部門の連携による業務の実施 ・国際活動を戦略的に推進するための戦略の構築を図る 	<p style="text-align: center;">A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・寒地技術推進室の運営体制の集約化に努めるなど、着実な実施状況にある。 ・研究所として注力する内容を明確にし、それを着実に実施するとともに、寒地技術推進室については更なる集約化への取り組みがなされていることから、目標を達成していると認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の在り方の検討については不断の取り組みを期待したい。
--	---	--------------------------------------	---	---

<p>(2) 業務運営全体の効率化</p> <p>①情報化・電子化の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムのセキュリティ対策の強化等による情報の共有化、業務の効率化 ・定型的業務のアウトソーシング ・内部統制の更なる充実・強化 <p>②一般管理費及び業務経費の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、平成22年度予算額に対し、平成27年度までに15%相当を削減 ・業務経費のうち業務運営の効率化にかかる額について、平成22年度予算額に対し、平成27年度までに5%相当を削減 ・随意契約等見直し計画を着実に実施 ・研究等に係る調達はより効果的に契約 ・契約情報はホームページに公表し、透明性を確保 <p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項等</p> <p>(4) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム環境のセキュリティ対策として外部からの不正アクセス対策、迷惑メール対策を促進 ・イントラネットやつくばと札幌のテレビ会議による情報共有し、業務の効率化を促進 ・職員が必ずしも専門としない研究分野の実験・解析の一部を外部の専門家に委託、招へい ・内部統制について、コンプライアンス委員会を引き続き開催し、決定した方策を確実に実践 ・一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について平成23年度予算額に対し、3%相当を削減 ・業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について平成23年度予算額に対し、1%相当を削減 ・随意契約等見直し計画を着実に実施 ・近隣の研究機関と共同調達を実施 ・契約に関する情報をホームページに公表し、契約の透明性を確保 	<p style="text-align: center;">A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・着実な実施状況である。 ・情報セキュリティの強化、業務の電子化の推進、TV会議システムの活用等管理業務の一層の充実に取り組むとともに、一般管理費、業務経費の実績値も目標を達成したと認められる状況にあることは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の見直しの取組の際には、研究に関する業務については、競争性・透明性の観点以外にも、研究成果の質に留意しつつ、適切な契約方式を選択されたい。
--	---	--------------------------------------	---	--

<p>3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画</p> <p>4. 短期借入金の限度額 ・単年度 1,500 百万</p> <p>5. 不要財産の処分に関する計画 ・別海実験場について、平成 24 年 3 月に譲渡収入による納付を行う ・湧別実験場について、平成 23 年 12 月に現物による納付を行う ・朝霧環境材料観測施設について、平成 23 年 12 月に現物による納付を行う</p> <p>6. 重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>7. 剰余金の使途 ・研究開発、研究基盤の整備充実及び成果普及に使用</p> <p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 (3) 積立金の使途 ・前中期目標期間中からの繰越積立金は、繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当</p>	<p>(1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画</p> <p>・単年度 1,500 百万円</p> <p>・研究開発、研究基盤の整備充実及び成果普及に使用</p>	<p>A</p>	<p>・予算、収支計画、資金計画に基づき適正かつ着実に実施されていることは評価できる。</p>	
---	---	----------	---	--

<p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験施設等の効率的な利用のため、外部への積極的な貸し出し ・施設の整備・更新等については、施設整備計画に基づき実施 ・保有資産の保有の必要性について不断に見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・保有する施設・設備に関して、つくばと札幌の相互利用を推進 ・主な実験施設等の利用計画をホームページ上で公表 ・実験施設等の点検整備にあたっては、貸出収入等を活用して、適切に維持管理 ・保有資産の保有の必要性について不断に見直し ・施設整備計画に基づき施設の整備・更新を実施 	<p style="text-align: center;">A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・着実な実施状況にある。 ・つくばと寒地土木研究所の間で施設・設備の相互利用を積極的に行い、また施設・設備の貸し出しに関する情報提供を行い、民間・大学等に73件の貸し出しを行うとともに、貸し出し収入の活用により施設の安全管理水準の向上に努めていることは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後とも、出来る範囲での施設の貸し出しを促進することを期待する。
<p>(2) 人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員試験合格者からの採用に準じた新規卒業者等からの採用、公募による選考採用や関係省、大学及び他の研究機関との人事交流、任期付き研究員の採用 ・非常勤の専門研究員の採用、定型的業務の外部委託化の推進 ・雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携強化のための人員配置を平成24年度までに実施 ・給与水準は、国家公務員に準拠した給与設定の改正を行い、適正化に取り組むとともに、取組状況等を公表 ・総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づく前中期目標期間の取組を平成23年度においても引き続き着実に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員試験合格者からの採用に準じた新規卒業者等からの採用や公募による博士号取得者等からの選考採用 ・任期付研究員の研究開発力強化法を活用した採用 ・非常勤の専門研究員の採用及び定型的業務の外部委託化の推進等により人員管理の効率化 ・国土交通省等との人事交流を計画的に実施 ・人事評価の実施により、能力の最大限の活用 ・職員の資質向上については、内外の研修を積極的に受講させるほか、学位及び資格取得の奨励等を継続 ・総人件費については、国家公務員に準じた給与規定の改正等を行い、人件費の削減に取り組む。 	<p style="text-align: center;">A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・着実な実施状況にある。 ・公募により、任期付研究員、専門研究員を採用し、必要な人材を確保していることは評価できる。 ・3名の職員が学位(博士)を取得し、またプレゼン技術の向上を狙いとした若手研究員を対象とする発表会を開催する等、職員の資質向上が図られていることは評価できる。 ・給与水準の指標となるレスパイレース指数は適切な状態を維持していることは評価できる。 ・国や地方公共団体等からの要請がなくとも、積極的に災害現場に出向き、現場経験を積ませるなど現場力を備えた人材育成に関する取り組みは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・優秀な外国人研究員の斎藤についても検討されたい。 ・3名が博士を取得し、学位取得者が108名とのことであるが、今後は全研究者に対する比率も示してあるとよい。 ・今後も高度な知見と現場力を備えた人材育成に取り組まされたい。

- <記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。
- SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。
 - S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
 - A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
 - B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
 - C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。
- ・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。
 - ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：15項目）

（15項目）

SS	0項目	
S	3項目	<div style="width: 20%;"></div>
A	12項目	<div style="width: 80%;"></div>
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

○研究開発関連

- ・ 研究部門において、限られた予算の中で、優れた業績を納めている。特に、技術指導、成果普及、国際貢献などの重要な項目において、非常によい成果を得ており、高く評価できる。
- ・ プロジェクト研究の成果は、着実に国の技術基準類に反映され、またマニュアル類に取りまとめた点を評価できる。また、新規のプロジェクト研究も着実に成果が発現しており評価できる。
- ・ スイス連邦大学からの共同研究費の獲得は、海外からの資金獲得として評価できる。
- ・ 平成24年7月の九州北部豪雨災害に対し、国や地方自治体からの要請を受けて、迅速に被災状況調査を実施し、対策を中心に様々な技術指導を行ったこと、また平成24年12月の中央自動車笹子トンネルの天井板落下事故に対して、複数のチームが連携して迅速に対応し、事故原因の究明や調査手法について技術的支援・助言などを実施したことは高く評価される。
- ・ 研究成果は、24年度に改訂発行された17件の技術基準類等（「河川砂防技術基準（調査編）」、「道路構造物の総点検実施要領（案）」、「道路土工・軟弱地盤対策工指針」等）に反映されたことは評価できる。
- ・ 吹雪時のドライバーへの安全支援に向けた視界予測情報や、暴風雪で立往生した車の事故防止策など、一般市民にとって大変有益な情報をマスコミやインターネットを通して発信したことは評価できる。
- ・ 「気泡溶解装置」は中国のダム湖に導入されるなど、土木研究所の技術が海外展開されたことは評価できる。
- ・ 特許等の実施化率が28.2%と高い水準を維持していることは評価できる。
- ・ 土木技術による国際貢献をはじめ、ICHARMによる国際貢献は、限られた予算の中で、優れた実施状況にある。
- ・ ICHARM センター長の『国際水文賞』の受賞など国際的な活動が認められていることは評価できる。
- ・ 専門技術者とのネットワークの構築、寒地土研による土木技術のホームドクター宣言や地域技術力の支援の取り組み等がされており、技術の向上、技術の継承、新技術の活用促進への貢献という中期目標の達成に向けた着実な実施が行われている。
- ・ 質の高い研究の実施とその社会への還元、それと並行した基礎的・基盤的な研究の遂行、内外の研究機関等との連携等、土木分野を代表する研究機関として、十分に成果を挙げていると判断される。今後も競争的資金の獲得や、技術指導、成果の普及に努め、着実に目に見える形で、成果を挙げていってほしい。

○業務運営の効率化関連

- ・ 寒地技術推進室の運営体制の集約化に努めるなど、着実な実施状況にある。
- ・ 情報セキュリティの強化、業務の電子化の推進、TV 会議システムの活用等管理業務の一層の充実に取り組むとともに、一般管理費、業務経費の実績値も目標を達成したと認められる状況にあることは評価できる。
- ・ 3名の職員が学位（博士）を取得し、またプレゼン技術の向上を狙いとした若手研究員を対象とする発表会を開催する等、職員の資質向上が図られていることは評価できる。

以上のとおり、業務全般について中期計画の目標達成に向けて着実な実施状況にある。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ・ 社会的要請、関心が特に高い課題について、研究所が集中的、重点的に取り組み、その使命を果たしている点をより明確にされることを期待する。
- ・ 基盤研究は将来の重点研究やプロジェクト研究につながる基礎的なものであり、社会動向等を見据えただけでなく、まったく新しい着想・考え方を活かした研究が進められることを期待する。
- ・ 研究所として取り組むべき研究テーマに基づき、連携すべき他の研究機関につき明確な意図をもって連携を推進していくことを期待する。
- ・ 外部評価委員会の全体公表としての指摘を踏まえ、今後の研究を適切に推進されたい。
- ・ 海外の外部資金の獲得は、研究レベルが国際的にも評価されるものかをはかる尺度でもあるため、今後も海外の外部資金獲得の推進を期待する。
- ・ 土木研究所の研究成果には国際レベルの研究も多数あると思われる。今後は海外の科学誌にも積極的に投稿し、土木研究所の国際的なプレゼンスを高めるよう取り組んで頂きたい。
- ・ 知的財産は、技術的基準、指針等の作成と同様重要な位置づけとして考えるべきであり、今後も新しい発明を積極的に行われることを期待する。
- ・ 今後は、他の分野においても、成功している ICHARM のような展開はできないか検討されたい。
- ・ 自治体技術職員への技術力向上への協力は、引き続き継続されることを期待する。
- ・ 組織の在り方の検討については不断の取り組みを期待したい。
- ・ 随意契約の見直しの取組の際には、研究に関する業務については、競争性・透明性の観点以外にも、研究成果の質に留意しつつ、適切な契約方式を選択されたい。
- ・ 今後も高度な知見と現場力を備えた人材育成に取り組まれたい。

(その他)

- ・ 限られた予算下、研究の重点化により良い成果を得ている。またその実務への活用と社会（特に国際社会）への普及においては、目覚ましい成果を得ている。このことをさらに加速するためにも以下の2点を強く要請したい。
- ① 国際貢献、災害対策、研究成果の普及共有に必要な予算の充実強化。（本来の研究活動に支障を及ぼさないような配慮）
 - ② 知財収入の土研の研究活動への活用方法の工夫（運営交付金を過度に減額しないこと）
 - ・ 中国などでは知財の出願数は増加傾向にあるが、日本では増加傾向にない。日本の将来は技術力で支える必要があると考えているため、知財収入が更なる研究に投じられるスキームを作らなければ、日本全体の技術力が低下するので、そのようなスキームを検討頂きたい。
 - ・ 今後は、安全・安心な社会の実現に向けた提案型の研究にも土木研究所を中心に他の研究機関と協力しつつ、取り組まれたい。
 - ・ 日本の民間企業が国際的なコンペに挑戦する際に土木研究所がシンクタンク的な役割でバックアップするなどの国際展開についても取り組まれたい。

総合評価 (SS, S, A, B, C の5段階) A	(評定理由) 個別項目ごとの評点の分布状況を勘案し、総合評価は A とする。
--	---

	実績	評価
<p>1 政府方針等</p> <p>○ 「平成23 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成23 年12 月9日政委第27 号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価。</p>	<p>該当しない</p>	<p>左記実績欄について該当しないことを確認した。</p>
<p>○ 「平成23 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」(平成25 年1月21 日政委第7号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価。</p>	<p>(内部統制の充実・強化) 監事監査結果について、業務実績報告書の2(2)①「6. 内部統制の充実・強化」、2(2)②「2. 随意契約の見直し」に記載している。</p> <p>(保有資産の見直し) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22 年12月7日閣議決定)で国庫に返納するよう示された3施設について23年度に、別海実験場は譲渡収入を、湧別実験場及び朝霧環境材料観測施設(一部)については現物をそれぞれ国庫に納付した。保有資産については、予算要求のヒアリング時に研究チームに施設利用状況の聞き取りを行うなど、不断に見直しを行っている。</p> <p>(評価指標の妥当性) 中期目標及び中期計画の内容を年度計画に記載している評価指標は妥当と考えている。</p>	<p>理事長による役職員への情報共有の徹底、監事監査規程に基づく内部監査の実施とその報告への対応など内部統制の充実・強化に向けた法人の取組は評価できる。</p> <p>保有資産の見直しに関する勧告内容について、適切に対処しており、法人の取組は評価できる。</p> <p>年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が適切に反映されていることを確認した。</p>
<p>○ 政独委の累次の指摘や政府方針、会計検査院等において取り組むべきとされた事項について、その進捗状況を明らかにした上での評価。</p>	<p>例えば、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)で国庫に返納するよう示された3施設について23年度に、別海実験場は譲渡収入を、湧別実験場及び朝霧環境材料観測施設(一部)については現物をそれぞれ国庫に納付した。</p> <p>同じく「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において取り組むべきとされた寒地技術推進室の集約化については、23年度に道央支所、24年度に道南支所を寒地技術推進室に統合し廃止した。雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携強化についても、雪氷研究に携わっている研究者の人事異動を23年度に実施したところではあるが、24年度も継続し、「雪崩災害防止セミナー」の開催を雪崩・地すべり研究センターと寒地土研が共同して実施するなど、引き続き両事務所等の連携の強化に取り組んだ。</p>	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22 年12月7日閣議決定)などの政府方針において取り組むべきと指摘された事項(施設の国庫納付、寒地技術推進室の集約化、雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携強化など)について適切に取り組んでいることは評価できる。</p>

	実績	評価
2 保有資産の管理・運用等 ○ 「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定。以下「見直し実施計画」という。)を踏まえた見直しの実施状況を明らかにした上での評価。	優秀な人材確保のため、広く国際公募により採用した研究員に対して宿舎の借上げを行っているが、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」を踏まえ、新規借上げは行わず、全借上宿舎について現在の入居者の退去時に順次廃止する。	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」を踏まえ、職員宿舎の廃止に関して適切に取り組んでいることは評価できる。
○ 見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況を明らかにした上での評価。	該当しない	左記実績欄について該当しないことを確認した。

	実績	評価
<p>3 内部統制</p> <p>○ 法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、法人にとって優先的に対応すべき重要な課題が何であるかを明らかにした上で、それへの対応状況の評価。</p>	<p>法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)として、主に以下の2つについて対応している。</p> <p>(利用者や取引先の不正による損害) 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、役職員のコンプライアンスの確実な実践を推進するための活動を行うとともに、研究理念、行動規範、その他関連諸規程を整備し、所内イントラネットに掲載して役職員への周知徹底に努めている。24年度は、コンプライアンスに係る講演会の開催、内部通報受付窓口について内部および外部窓口の連絡先を記載したコンプライアンス携帯カードの配布を行い、コンプライアンスの推進に努めた。 また、随意契約の適正化について、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、監事および外部有識者によって構成された「契約監視委員会」を設置し、毎年度開催している。24年度は、平成25年3月13日に開催して随意契約等の点検および見直しを行い、「全件について妥当である」との評価を受けた。当該審議概要をホームページに公表した。 その他、情報セキュリティポリシーに関して、平成24年5月15日に一部改訂された国土交通省セキュリティポリシーを基に、土木研究所としての特徴を踏まえ、変更対象項目の抽出、変更の必要性およびその内容について検討を行うとともに、土木研究所を名乗った「なりすましメール」への対策として、24年度は、土木研究所からの送信メールに関する送信ドメイン認証SPFの導入について、内閣官房セキュリティセンターからの指導に従って設定内容の見直しを実施した。</p> <p>(自然災害による人的・物的被害の発生) 24年度は地震発生情報を発生前に職員に周知する緊急地震速報システムを導入し、職員のより迅速な避難が可能となるよう努めるとともに、より安全な避難行動が可能となるよう職員にヘルメットを支給した。また、23年度に改訂した地震時初動マニュアルにより地震発生時の安否確認訓練を実施した。その他、土木研究所敷地内の井戸水を非常用水として確保している。</p> <p>また、各部署の課題等を理事長が個別に聞き取りをする「理事長ヒアリング」を実施し、課題の把握及び対応を行っている。組織全体として取り組むべき課題については、理事長をトップとする経営会議及び幹部会の定例会議により対応する仕組みを構築している。</p>	<p>理事長による役職員への情報共有の徹底、コンプライアンスに係る講演会を開始するなど、コンプライアンスの推進に係る法人の取組は評価できる。 契約監視委員会等による定期的な随意契約等の点検の実施など法人の取組は評価できる。 国土交通省セキュリティポリシーを基に、研究所としての特徴を踏まえた情報セキュリティポリシーの変更の検討を行ったことや内閣官房セキュリティセンターからの指導に従った法人の取組は評価できる。</p> <p>地震発生時に職員の安全を確保できるよう緊急地震速報システムの導入、ヘルメットの支給、地震時初動マニュアルを活用した地震発生時の安否確認訓練を実施したことについては評価できる。また、災害時にも研究所としての機能を維持できるように井戸水を非常用水として確保するなどの法人の取組についても評価できる。</p> <p>各部署に関する課題は理事長のヒアリングにより把握し、対応することや、組織全体に関する課題については理事長をトップとした会議を開催し、対応するなど各段階に応じた課題について適切に取り組めるような体制を構築していることは評価できる。</p>

	実績	評価
4 財務状況		
(1) 当期総利益(又は当期総損失)		
○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。	主に、雑益として鉄くず等の売払収入が前年度に比べて大きく上回ったことから、当期純利益として20,341千円を計上するとともに、前中期目標期間繰越積立金取崩額(受託収入による取得資産の減価償却費相当額)を加算することにより当期総利益は24,156千円となった。 本利益計上については、当法人において適正に業務運営を行った結果である。	当期総利益の発生要因を明確にしており、それが適正な業務運営を行った結果であることから法人の取組は評価できる。
(2) 利益剰余金(又は繰越欠損金)		
○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。	運営費交付金8,150,682千円及び施設整備費補助金674,821千円による国からの財源措置が全収入9,212,061千円の95.8%を占めており、中期計画、年度計画に基づいた業務運営に努めている。利益剰余金は、前中期目標期間繰越積立金7,237千円(受託収入による取得資産の減価償却費相当額)、前年度利益である積立金2,961千円及び当期未処分利益24,156千円から構成されているが、過大な利益とはなっていない。	利益剰余金が発生しているが、過大な利益とはなっていないことから、法人の取組は評価できる。
○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性を含む)。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうか。	該当しない。	左記実績欄について該当しないことを確認した。
(3) 運営費交付金債務		
○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。	期首残高290,054千円及び当期交付額8,150,682千円に対する期末残高は664,560千円(執行率92.1%)となっており、未執行率が高いものとは考えていない。 なお、運営費交付金が未執行となっている理由については、人件費の残額277,364千円と翌年度への繰越業務費387,196千円である。	未執行率は決して高くなく、また未執行となっている理由も把握しており、法人の取組は適切であると評価できる。
○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析。	業務運営については中期計画及び年度計画に則って適切に実施されており、運営費交付金債務が業務運営に影響を及ぼしていることはない。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は適切であると評価できる。

	実績	評価
5 契約		
(1) 契約に係る規程類、体制		
○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等。	契約における競争性・透明性を確保するため、「独立行政法人土木研究所契約事務取扱細則」において、随意契約によることのできる限度額等を国に準拠して定めている。また、この細則により、理事長等を委員長とする入札・契約手続審査委員会等を開催し、個々の契約案件について、発注仕様書および応募要件等の審査を行い、契約手続きの更なる適正化を図っている。	契約における競争性・透明性確保のため、随意契約可能な限度額、契約情報の公表に係る基準等を国に準拠して定めていることや理事長等を委員長とする入札・契約手続審査委員会等を開催し、発注前に業務内容を審査し、契約手続きの適正化を図っているなど法人の取組は評価できる。
○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。	契約における競争性・透明性を確保するため、「独立行政法人土木研究所契約事務取扱細則」において、随意契約によることのできる限度額等を国に準拠して定めている。また、この細則により、理事長等を委員長とする入札・契約手続審査委員会等を開催し、個々の契約案件について、発注仕様書および応募要件等の審査を行い、契約手続きの更なる適正化を図っている。	契約における競争性・透明性確保のため、随意契約可能な限度額、契約情報の公表に係る基準等を国に準拠して定めていることや理事長等を委員長とする入札・契約手続審査委員会等を開催し、発注前に業務内容を審査し、契約手続きの適正化を図っているなど法人の取組は評価できる。
(2) 随意契約見直し計画		
○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組。	<p>平成21年11月17日に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を踏まえ、12月14日に監事および外部有識者によって構成された「契約監視委員会」を設置し、毎年度、同委員会を開催している。24年度は、平成25年3月13日に開催して随意契約等の点検および見直しを行うと共に、当該審議概要を公表した(http://www.pwri.go.jp/jpn/choutatsu/tekiseika.html)。同委員会において「全件について妥当である」との評価を受けた。今後も契約における競争性および透明性を一層高めるとともに経費の節減を図るものである。</p> <p>平成24年度の随意契約件数の割合は4.8%であり、「随意契約見直し計画」を策定した19年度以降、低水準を維持している。なお、23年度における国土交通省所管独立行政法人の平均値は件数ベースで17.4%、独立行政法人全体では15.9%であり、土木研究所は、これを大きく下回っている。</p>	<p>契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施など法人の取組は評価できる。</p> <p>また、随意契約件数の割合も低い数値で推移しており、引き続き同様の取組に努められたい。</p> <p>なお、随意契約の見直しの取組の際には、研究に関する業務については、競争性・透明性の観点以外にも、研究成果の質に留意しつつ、適切な契約方式を選択されたい。</p>
(3) 個々の契約		
○ 個々の契約の競争性・透明性の確保。	契約における競争性・透明性を確保するため、「独立行政法人土木研究所契約事務取扱細則」において、随意契約によることのできる限度額等を国に準拠して定めている。また、この細則により、理事長等を委員長とする入札・契約手続審査委員会等を開催し、個々の契約案件について、発注仕様書および応募要件等の審査を行い、契約手続きの更なる適正化を図っている。	発注前には、契約審査会において、発注内容が適切かどうかを審査しているなど法人の契約事務手続に係る取組は評価できる。

	実績	評価
6 検査等業務		
○利用者の利便性向上に向けた取組状況を明らかにした上での評価。	検定に必要な手続きの流れ等についてホームページ上で情報提供するとともに、検定依頼書等の様式は電子媒体をダウンロードできるようにし、利用者の利便性向上に配慮している。	検定業務の流れ等をHPで情報提供するとともに、必要な様式をダウンロードできるようにするなど利用者の利便性向上に向けた法人の取組は評価できる。
○業務の効率化について、定型的検査の民間委託等の取組状況を明らかにした上での評価。	検定における測定作業など、定型的・単純な部分については外部委託し、業務を効率的に実施している。	定型的・単純な部分については外部委託するなど検討業務の効率化に係る法人の取組は評価できる。
○受益者負担の妥当性・合理性について、負担額やコストとの関連性等を明らかにした上での評価。	検定に必要な直接経費及び間接経費のみを検定料(消費税含む)として徴収しており、検定の単価についてもホームページ上で公表している。	検定に必要な経費のみを徴収し、単価をHP上で公表しており、適切な受益者負担となるような法人の取組は評価できる。